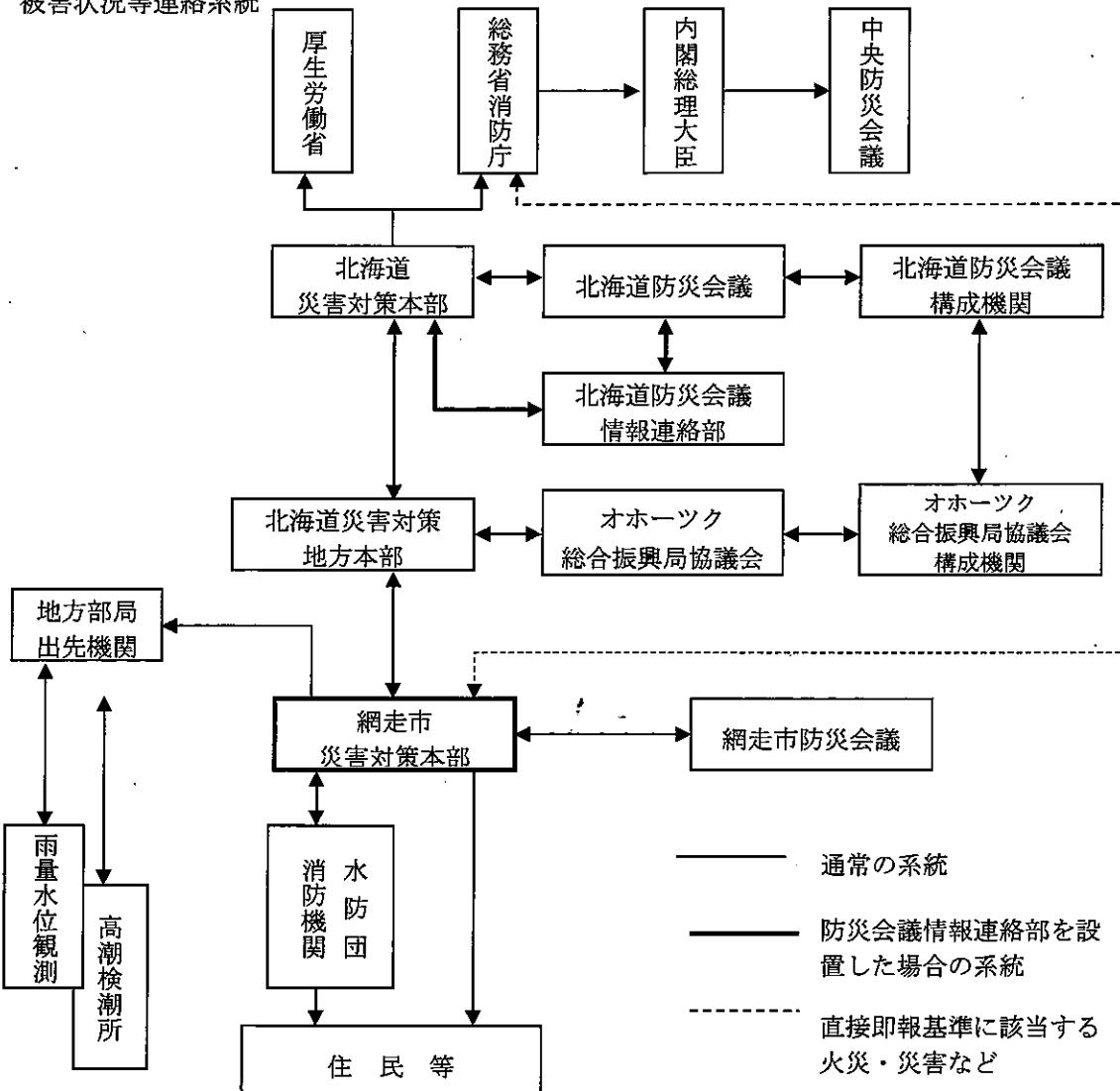


## 第6部 災害応急対策計画

## 資料6-1 被害状況等連絡系統

## ■ 被害状況等連絡系統



## ■被害状況等の報告【消防庁報告先（通常時）】

時間帯		平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49013	*-90-49102
	FAX	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036

「\*」は各団体の交換機の特番

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

## 資料6-2 災害情報

災害情報				
報告期限	月 日 時 分現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関		受信機関		
発信担当者		受信担当者		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他			
交通・通信・水道等の状況	道路 鉄道 電話 水道 (飲料水) 電気 その他			
	(1) 災害対策本部の設置	月 日 時 分	設置	
		(地区名)	(被害棟数)	(被災世帯)
	(2) 災害救助法適用の状況	(救助実施内容)		

応急措置の状況	(3)避難の状況	区分	地区名	避難場所	人員	時間	
		避難指示					
		高齢者等避難					
		自主避難					
	(4)自衛隊派遣要請の状況						
の状況	(5)その他措置の状況						
		(ア) 出動人員					(イ) 主な活動状況
		市町村職員		名		名	
		消防職員		名		名	
	消防団員		名		名		
その他(住民等)		名		名			
計		名		名			
その他	(今後の見通し等)						

## 資料6-3 被害状況報告

被害状況報告(速報 中間 最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		
災害発生場所						
報告の时限		月 日 時 分現在		発受信日時		月 日 時 分
発信機関				受信機関		
発信者				受信者		
項目		件数	被害金額(千円)	項目	件数	被害金額(千円)
人的被害	死者		1氏名 2性別 3年齢 4原因	農業被害	共同利用施設	
	行方不明				営農施設	
	重傷				その他	
	軽傷				計	
	計					
住家被害	全壊	棟数		土工事	河川	
		世帯数			海岸	
		人員			砂防設備	
	半壊	棟数			道路	
		世帯数			橋梁	
		人員			小計	
	一部破損	棟数		木工事	河川	
		世帯数			道路	
		人員			橋梁	
被害	床上浸水	棟数			小計	
		世帯数			港湾	
		人員			漁港	
	床下浸水	棟数			下水道	
		世帯数			公園	
		人員			崖くずれ	
	計	棟数			計	
		世帯数		被害	沈没流出	
		人員			破損	
非住家被害	全壊	公共建物			計	
		その他			漁港施設	
	半壊	公共建物			共同利用施設	
		その他			その他施設	
	計	公共建物			漁具(網)	
		その他			水産製品	
農業被害	農地ha	田			その他	
		畑			計	
	農作物ha	田				
		畑				
	農業用施設					

## 資料編 第6部 資料6-3 被害助教報告

項目		件数	被害金額(千円)	項目		件数	被害金額(千円)			
林業被害	道有林	林地		公立文教被 害	小学校					
		治山施設			中学校					
		林道			高校					
		林産物			その他文教施設					
		その他			計					
		小計			社会教育施設					
一般民有林	林地			社会福祉施設	公立					
	治山施設				法人					
	林道				計					
	林産物				都市施設					
	その他				空港					
	小計									
計				その他						
衛生被害	水道									
	病院	公立								
		個人								
	一般廃棄物処理施設									
	火葬場									
	計									
商工被害	商業			被害総額						
	工業									
	その他									
	計									
参考	異常現象等の状況									
	交通通信水道等の状況									
	応急対策出動人員(延)	市町村職員	名	消防職員	名	消防団員	名			
		その他(住民等)		名						
摘要										

## 資料6-4 被災状況判定基準

## 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人 的 被 害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住 家 被 害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみます。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世 带	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被 害 区 分		判 定 基 準
② 住 家 被 害	床 下 浸 水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
③ 非 住 家 被 害	非 住 家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附隨する建物の意味であって、営業用の倉庫等はその倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農 業 被 害	農 地	<p>農地被害は耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畠の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農 業 用 施 設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共 同 利 用 施 設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営 農 施 設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜 产 被 害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)、草地畜産物等をいう。
⑤ 土 木 被 害	河 川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

資料編第6部 資料6-4 被災状況判断基準

被 害 区 分		判 定 基 準
	砂防設備	<p>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
⑥ 土木被害	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	道 路	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	橋 梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	港 湾	<p>港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p>
	漁 港	<p>漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	下水道	<p>下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
⑥ 水産被害	公 園	<p>都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・けがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	漁 船	<p>動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。</p> <p>(1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。</p> <p>(2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。</p>
	漁港施設	<p>外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもので復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。</p>
	共同利用施設	<p>水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船場場等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。</p>
	その他施設	<p>上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。</p>
	漁具(網)	<p>定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。</p>
	水産製品	<p>加工品、その他の製品をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかつたとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>

資料編第6部 資料6-4 被災状況判断基準

被 害 区 分		判 定 基 準
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 產 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を及び再取得価格又は復旧額とする。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう（私学関係はその他の項目で扱う）。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

## 資料編第6部 資料6-4 被災状況判断基準

被 害 区 分	判 定 基 準
空 港	空港整備法第4条第1項第5号及び5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうちピーク時の戸数をいう。
電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の個所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

## 資料6-5 避難者名簿

## 避難者名簿

太枠内をご記入ください。

一連番号:

世帯代表者名			電話番号	
住 所				
入所年月日	年	月	日	所属町内会
避難したご家族の方をご記入ください。				
氏 名		年齢	性別	備考（病状、支援の必要性など）
家 族		歳	男・女	
問い合わせがあったとき、住所及び氏名を公表してもよいですか？			はい・いいえ	
その他（必要に応じてご記入ください。）				
【感染症対策の場合は検温等を実施し記入する。】				
日時	年 月 日 時 分 (記録者: )		年 月 日 時 分 (記録者: )	
体温	℃		℃	
体調の有 無	良 好 普 通 体調が悪い( )		良 好 普 通 体調が悪い( )	
場所等	体育館・特別教室( )・車中・その他( )			
退所年月日	年 月 日( )			
行先住所	〒( )方			
連絡先				

登録日（入所日）	年 月 日	登録解除日（退所日）	年 月 日
[避難者の方へ]			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この名簿は、皆さんや避難所への支援を行うに当たり用いられるものです。</li> <li>・ 記入内容に変更がある場合には、速やかに申し出てください。</li> <li>・ 名簿の内容を公表することによって、ご親族の方々に安否を知らせるなどの効果があります。しかし、プライバシーの問題がありますので、公表の可否についてはご家族で判断してください。</li> </ul>			

## 資料6-6 避難所状況報告書(定期報告)

## 避難所状況報告書【第 報】(定期報告)

避難所名		災 害 対 策 本 部	受信者名	
報告者		受信日時	月 日 時 分	
報告日時	年 月 日 時 分	受信手段	FAX・TEL・伝令・他	
		重要度	緊急・要望	対応 要・不要
		処理	月 日 時 分	済

報告事項		現在数		(感染症対策の場合は内数で記入) 健康な方	(感染症対策の場合は内数で記入) 体調の悪い方
内 訳	避難者世帯数	世帯 (内数:車中避難 世帯)		世帯 (内数:車中避難 世帯)	世帯 (内数:車中避難 世帯)
	避難者数	人		人	人
	負傷者数	人		人	人
	避難行動要支援者数	人		人	人
	在宅避難者世帯数	世帯		世帯	世帯
	在宅避難者数	人		人	人
避難所運営委員会		設置済	委員会長名		
		未設置	委員副会長名		
区分		対応状況、今後の要求、展開等			
通信欄	情報班				
	食料班				
	物資班				
	衛生管理班				
	福祉班				
	施設管理者				
災害対策本部への要請事項・連絡事項					

【連絡先】FAX: 0152-45-5404 電話: 0152-44-6111 (内線 458)

概ね1時間ごとにこの様式を使って状況を報告します。

## 資料6-7 避難所設置及び収容状況

## 避難所設置及び収容状況

網走市

避難所の名称	所在地	種別	開設期間	実人員	延人員	備考
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			
			月 日から 月 日まで			

(注) 1 「種別」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。

2 「計」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分別に合計すること。

## 資料6-8 避難所用物品受払簿

避難所用物品受払簿

一連番号:

避難所名		作成年月日			年 月 日		
品名・仕様など							
年月日	受入先	払出先	受	払	残	記入者	備考
年 月 日現在 における数量の合計			受 入	払 出	残 高		

## 資料6-9 物資依頼表

物資依頼表

一連番

太枠内をご記入ください。

避難所名		仕様・サイズなど	作成日時	年月日 時 分	
連番	品名			備考	数量(単位)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

- 1行につき1品、サイズごとに記入し、数量はまとめた数で注文してください。
- 連絡員は、原則としてFAXで依頼を行ってください。
- FAXが使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。

災害対策本部	受信時刻	年月日時分		
	受信者名	処理者名		
	発注先業者名	TEL		
		FAX		
	発注日時	月日時分	発注伝票番号	

配達担当者記入欄				連絡員 (受領サ イン)	
出荷日時	月日時分				
配達者名		FAX(TEL)			
届け日時		月日時分			

【連絡先】FAX: 0152-45-5404 電話: 0152-44-6111 (内線 458)

## 資料6-10 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する北海道ガイドライン

### 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する北海道ガイドライン

改正 平成21年11月2日

平成22年4月13日

#### 第1 趣旨

このガイドラインは、災害時における避難勧告等の住民等への有効な伝達手段のひとつである「放送を活用した情報伝達」に関する放送事業者、市町村、北海道（以下「関係機関」という。）における伝達体制等について、基本的事項を定めるものとする。

#### 第2 放送事業者へ提供する避難情報の種別

災害対策基本法第60条に基づく避難勧告、避難指示、避難解除又は市町村地域防災計画等に基づく避難準備情報（以下「避難勧告等」という。）

#### 第3 情報提供を行う放送事業者

- 1 日本放送協会札幌放送局【NHK】
- 2 北海道放送株式会社【HBC】
- 3 札幌テレビ放送株式会社【STV】
- 4 北海道テレビ放送株式会社【HTB】
- 5 北海道文化放送株式会社【UHB】
- 6 株式会社テレビ北海道【TVH】
- 7 株式会社エフエム北海道
- 8 株式会社エフエムノースウェーブ

#### 第4 情報伝達ルート

各市町村から北海道、放送事業者への情報伝達ルートは、別添「放送を活用した避難勧告等の情報伝達ルート」とする。

#### 第5 避難勧告等の情報伝達方法

##### 1 市町村

避難勧告等を発令（解除）した場合は、直ちに次により情報提供（報告）を行う。

(1) 別紙1「高齢者等避難・避難指示（解除）情報」をFAX（北海道総合行政情報ネットワーク）により北海道総合振興局又は北海道振興局（以下「振興局等」という。）に報告する。（本様式による避難指示（解除）に係る報告は、災害対策基本法第60条第3項に規定する報告であり、従来任意様式で報告されていたものを様式化したものである。）

(2) 「放送を活用した情報伝達」が必要な場合は、別紙1により第3の各放送事業者（地域において地域FM局など他に情報提供が必要な放送事業者がある場合は、当該事業者を加え）に情報提供（FAX）を行い放送を依頼する。

なお、特に緊急を要する場合にあっては、特記事項にその旨を記載し、併せて電話による確認等を行う。

##### (3) 停電等により情報伝達が困難な場合

停電等により(2)による伝達が困難な場合は、(1)による振興局等への報告時に別紙1特記事項にその旨記載し、振興局等から第3の各放送事業者への情報提供を依頼するほか、併せて北海道総合行政ネットワークによる電話連絡を行う。

## 2 北海道

### (1) 振興局等

市町村から別紙1を受理した場合は、直ちに次により対応する。

ア 危機対策課へ報告する。（電話及びFAX）

イ 「北海道防災対策支援システム」への情報入力を行う。

ウ 1の(3)による連絡があった場合は、直ちに第3の各放送事業者への情報提供を行う。

### (2) 危機対策課

各振興局等から別紙1を受理した場合は、直ちにその内容を確認するとともに、「北海道防災対策支援システム」情報との確認を行う。

## 3 放送事業者

放送事業者は、次により避難指示等の情報を受理（確認）し対応する。

### (1) 別紙1の受理（確認）

(2) 必要に応じ「北海道防災対策支援システム」情報による確認を行う。

（ホームページ又はメール（携帯電話））

※ホームページURL <http://www2.bousai-hokkaido.jp/pc/>

(3) 放送の方法・内容については、放送事業者が自主的に判断する。

## 第6 連絡責任者リストの作成

関係機関は、相互の連絡体制を円滑に進めるため別紙2により連絡責任者リストを作成し、共有する。

## 第7 災害時における速やかな情報伝達への配慮

関係機関は、災害時における住民等への情報伝達の重要性・緊急性を鑑み速やかな情報伝達に配慮する。

#### 高齡者等避難・避難指示（解除）情報

別紙 1

### 市・町・村

送付日時　　月　　日　　時　　分

## 1 避難情報の別

- 高齢者避難
  - 避難指示（ 高齢者等避難より移行）
  - 解除（ 高齢者避難・ 避難指示・ 緊急安全確保）

### ○特記事項

## 2 発令・解除日時

月 日( ) 時 分

### 3 地区名等

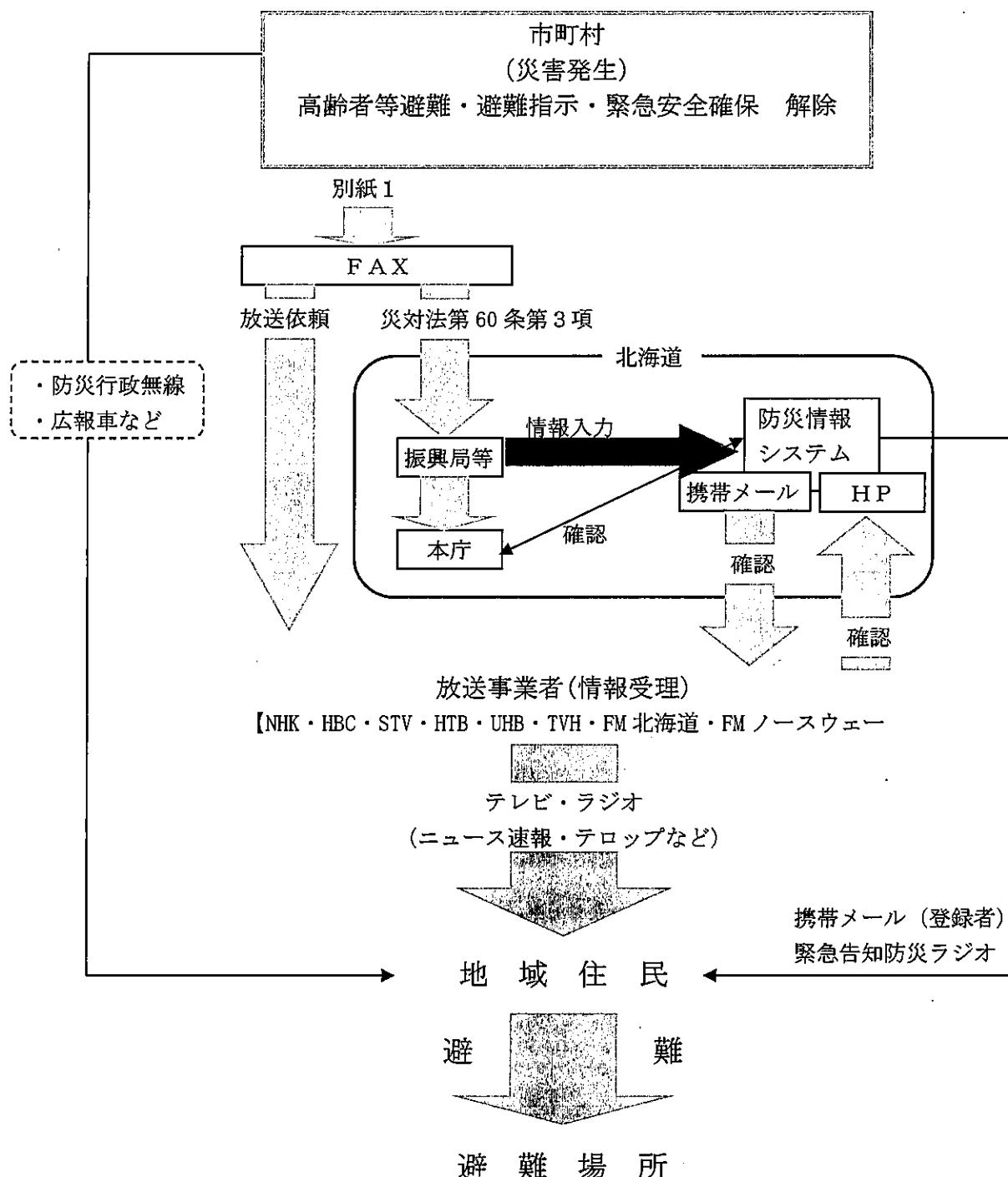
	対象地区名	対象世帯等		避難所名	避難所住所	電話番号	FAX
1		世帯	人				
2		世帯	人				
3		世帯	人				
4		世帯	人				

#### 4 避難すべき理由

- 大雨により
    - 河川はん濫
    - (
    - 川)
  - 地震により
    - 大津波警報
    - 津波警報
    - 津波注意報
  - 地震により
  - その他

発信者氏名	
電話	
FAX	
E-mail	

## 放送を活用した避難勧告等の情報伝達ルート



## &lt;地方公共団体用ひな形&gt;

別紙1

No. \_\_\_\_\_

## 避難者情報確認シート（避難先届）

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、□内に「」を付してください。）

【お問合せ先】 ※※※役場 電話：※※※-※※※-※※※

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 —

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 —

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様 ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

## 資料6-11 市内医療機関一覧

(令和2年10月20日現在)

NO	医療機関名	所在地	電話	診療科目	ベッド数	備考
1	北海道立向陽ヶ丘病院	向陽ヶ丘1丁目5番 1号	43-4138	精・神	105	
2	J A北海道厚生連網走 厚生病院	北6条西1丁目 9番地	43-3157	内・小・外・眼・整形・ひ 尿・耳・産婦・循・皮・消・ 脳外・呼	347	
3	網走中央病院	南6条東1丁目	44-8611	内・外・整形・消・呼	81	
4	こが病院	潮見153番地1	61-0101	内・外・整形・リハ・消・ 循・ひ尿・透析	130	
5	桂ヶ丘クリニック	桂町4丁目7-11	61-6161	脳外・循・内・整	0	
6	国分医院網走皮膚科ク リニック	南6条西1丁目	43-2409	皮膚		
7	中山医院	南2条西1丁目	44-7227	内・小・消・漢		
8	はまむき医院	南5条西4丁目 7番地	44-7365	内・胃		
9	後藤田医院	新町1丁目2番 7号	44-6811	外・整形・肛		
10	金川医院	南2条西2丁目 10番地	43-2884	産婦	19	
11	つくしヶ丘医院	つくしヶ丘5丁目10 番14号	44-1181	内・呼・麻		
12	角谷こどもクリニック	潮見5丁目120番地 の5	61-2332	小・アレルギー・内		
13	いとうクリニック	南3条西2丁目	45-3387	耳		
14	国立眼科クリニック	南4条西4丁目1- 2	45-2001	眼		
15	南5条クリニック	南5条西2丁目	44-7305	整・外・リハ・内	19	
16	網走眼科	つくしヶ丘3丁目3 -1	67-4810	眼		
17	なかむら内科ハートク リニック	潮見7丁目14-7	67-5111	内・循		
18	こまばクリニック	駒場北4丁目1-1	67-5310	内・小・耳、総		

## 資料6-12 緊急通行車両確認証明書

第 号		
	年　月　日	
緊急通行車両確認証明書		
知　事　印		
公安委員会　印		
番号表に表示されてい る番号		
車両の用途（緊急輸送 を行う車両にあって は、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
通　行　日　時		
通　行　経　路		
備　考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料6-13 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。  
2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。  
3 図示の長さは、センチメートルとする。

## 資料6-14 自衛隊の災害派遣要請

様式1

北海道知事様	網総務第 年 月 日
	網走市長 印
自衛隊の派遣について	
このことについて、次のとおり自衛隊の派遣を要請願います。	
記	
1 災害の状況及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 派遣部隊が展開できる場所	
5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項	

## 資料6-15 自衛隊の撤収要請

様式2

北海道知事様	網総務第 年 月 日
	網走市長 印
自衛隊の撤収について	
さきに派遣要請した自衛隊の出動について、下記のとおり撤収を要請願います。	
記	
1 派遣箇所	年 月 日 時 分
2 撤収日時	
3 撤収理由	

資料6-16 世帯構成員別被害状況

年月日 時現在 世帯構成員別被害状況 網走市

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生	中学生
全壊(焼)													
流失													
半壊(焼)													
床上浸水													

資料6-17 物資購入(配分)計画表

物資購入(配分)計画表

網走市

世帯区分		1人世帯			2人世帯			3人世帯			計			備考
		円			円			円						
品名	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	
計														

## 資料6-18 物資受払簿

## 物 資 受 払 簿

品名		単位呼称	枚	網走市		
年月日	摘要		受	払	残	備考

- (注) 1 「摘要」欄は、購入先、受入先及び払出先を記入すること。  
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。  
 3 「最終行」欄は道からの受入分及び市調達分別に、受・払・残の計及び金額を明らかにしておくこと。

### 資料 6-19 応急仮設住宅台帳

## 應急仮設住宅台帳

網走市

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。  
2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人数を記入すること。  
3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。  
4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅区分を記入すること。  
5 「敷地区分」欄は、公私有地別とし、有無償の別を明らかにすること。  
6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにすること。

### 資料 6-20 障害物除去の状況

## 障害物除去の状況

網走市

### 資料 6-21 學用品給与狀況記錄簿

## 学用品給与状況記録簿

学用品を上記のとおり給与しました。

年 月 日

給与責任者（校長）印

(注) 「給与月日」の欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。  
「給与品の内訳」欄は、数量を記入すること。

### 資料 6-22 遺体處理台帳

遺体处理台帳

### 資料 6-23 埋葬台帳

## 埋葬台帳

#### 資料 6-24 作業從事者雇用台帳

### 作業從事者雇用台帳

(注) 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

## 資料6-25 水防団(水防事務処理機関)(仮名)

地区名	担当消防団	責任者	人員	備考
網走市一円	本団	団長	12	
	女性分団	分団長	19	
網走市街地	第1分団	分団長	76	
卯原内地区	第2分団	分団長	33	
北浜地区	第3分団	分団長	28	
呼人地区	第4分団	分団長	23	
藻琴地区	第5分団	分団長	25	
浦士別地区	第6分団	分団長	22	

## 資料6-26 水防信号

方法区分	警鐘信号	サイレン信号	摘要
警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒 ○一休止 ○一休止 ○一休止	警戒水位に達したとき及び気象台から気象の通報を受けたとき発する信号
出動第1信号	○- ○- ○ ○- ○- ○ ○- ○- ○	5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒 ○一休止 ○一休止 ○一休止	水防管理団体及び消防機関に属する者全員出動信号
出動第2信号	○- ○- ○- ○ ○- ○- ○- ○ ○- ○- ○- ○	10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒 ○一休止 ○一休止 ○一休止	水防管理団体区域内に居住する者の出動信号
危険信号 (避難) (立退き)	乱打	1分-5秒 1分-5秒 ○一休止 ○一休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせる信号

※信号は、適宜の時間継続すること。

※必要があれば、警鐘信号とサイレン信号を併用することを妨げないこと。

※危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

## 資料6-27 身分証明書

&lt;表面&gt;

&lt;裏面&gt;

水防立入検査証		注 意	
住所 職名 氏名	<p>1 本書は、他人に貸与し、若しくは贈与し、又は勝手に訂正しないこと。</p> <p>2 本書は、身分を失ったときは、直ちに発行者に返還すること。</p> <p>3 本書は、水防法49条第2項による立入票である。</p>		
水防管理者	印		

9 cm

↑

↓

6 cm

資料6-28 公用負担命令書

第 号

公用負担命令書

住所

氏名

水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。

1 目的物

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 種類
- (4) 数量

2 負担内容

(使用、収用、処分等について詳記すること。)

年 月 日

命令者 職氏名

印

## 資料6-29 公用負担権限委任証

↑  
9 cm  
↓

← 6 cm →

## 資料6-30 水防活動実施報告書

区分	水防活動 延人員	使 用 資 材 費			備考
		主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	
水防管理団体分 (前回迄)	人	円	円	円	
月分	人	円	円	円	
累 計	人	円	円	円	

## 【作成要領】

- 「水防管理団体分（前回迄）」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 「主要資材」欄は、土のう、シート、ロープ、生木、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

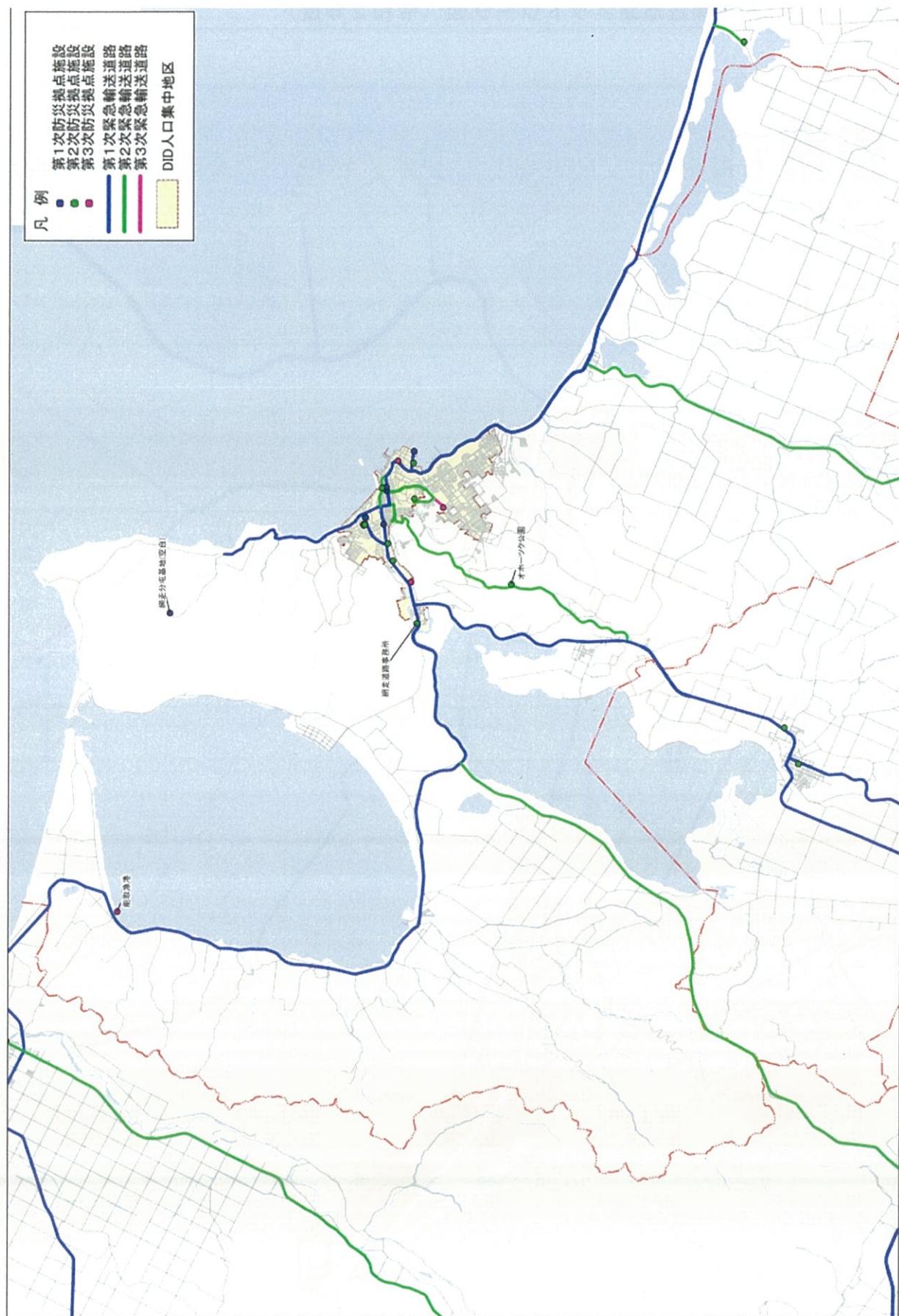
## 資料6-31 水防資機材と保有先

保有先	住所	電話番号	剣先スコップ	バール	鋸	掛矢	大ハンマー	クリッパー	土のう袋	ビニールシート	ライト	拡声器
網走消防署南出張所 (備蓄庫)	字潮見 172-4	43-3016	37	12	5	22	16	5	1,750	8		
第1分団 (南出張所備蓄庫)	字潮見 172-4	43-3016	7	8	8	7	5	3	3,600	6		
第2分団詰所	字卯原内 89	47-2614	8	8	8	8	7	2	750	9	1	1
第3分団詰所	字北浜 111 番地 1	46-2571	8	8	8	8	8	2	1,300	4		
第4分団詰所	字呼人 379 番地 4	48-2926	7	7	8	8	7	2	1,350	10	2	1
第5分団詰所	字藻琴 45-3	46-2573	8	6	6	6	6	1				
第6分団詰所	字浦土別 285	46-3476	8	8	7	8	8	2	1,500			
計			83	57	50	67	57	17	10,250	37	3	2

## 資料6-32 緊急輸送道路ネットワーク図（令和2年度）



資料編 第6部 資料6-32 緊急輸送道路ネットワーク図



## 資料6-33 北海道災害義援金募集(配分)委員会会則

### 北海道災害義援金募集(配分)委員会会則

(目的)

**第1条** 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第31条の2第2項に基づき北海道における災害義援金の募集並びに配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

**第2条** 本委員会は北海道災害義援金募集(配分)委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

**第3条** 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下「日赤道支部」という。)に置く。

(組織)

**第4条** 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

**第5条** 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(会議)

**第6条** 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(要綱)

**第7条** 義援金募集(配分)要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

**第8条** 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

**第9条** 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

**第10条** この会則は昭和57年9月1日

災害義援金品募集北海道地方委員会会則(昭和23年9月25日制定)は廃止する。

〔参考〕

本委員会が実施する義援金募集(配分)業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)に関する委託協定(昭和34年9月1日 甲 北海道知事 乙 日赤北海道支部長)

## 別紙

## 災害義援金事業(配分)要綱骨子

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

## 1 義援金募集(配分)要綱名

要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「○○災害義援金募集(配分)要綱」とする。

## 2 実施主体

北海道災害義援金募集(配分)委員会とする。

(事務局:日本赤十字社北海道支部)

## 3 構成団体

委員会構成団体名を明記する。

## 4 趣旨

都度委員会において定める。

## 5 義援金の種別

募集する義援金は原則として現金とする。

特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。

## 6 募集期間

都度委員会において定める。

## 7 損金等の取扱い

委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。

## 8 義援金の受付窓口

各構成団体(同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。

## 9 受領書の発行

各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。

但し、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書(免税領収書)の発行手続きをとるものとする。

## (2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。

## 10 義援金の送金

各構成団体において受けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。

## 11 配分方法

委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は募集期間終了後速やかに委員会を開催し協議の上適正に被災市町村長又は都府県知事若しくは日赤支部長・地区本部長・地区長等に配分する。

## 12 広報一周知

義援金募集の一般への広報一周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においては、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。

## (2) 義援金の募集成績は概ね1ヶ月2回程度集計し、又配分結果についてはその都度委員会名をもつて新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。

## 13 義援品の取り扱い

義援品は原則として取扱わない。

## 14 経費

各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。

## (2) 被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行なわない。

## 15 その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。